議会全員協議会資料【福祉推進課】

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等への食料支援について

１．食料支援について

古河市では、新型コロナウイルス感染症の陽性者で自宅療養を余儀なくされている者及びその同居の濃厚接触者に対し、令和３年９月 27 日から食料支援を実施してきましたが、感染者が全国的に減少傾向を示している中、各方面での感染予防策等の緩和が進んでいることを鑑みて、今後の古河市の食料支援のあり方について見直しを行うこととしました。

２．今後の食料支援の方針

・現在、１日３食５日分程度の支援であるものを、令和４年７月１日から、１日３食３日分程度とします。

・食料支援の実施は、配送業者との委託契約期間の最終日である令和４年９月３０日をもって終了とします。ただし、終了日の前又は終了日の後において再度感染の拡大が顕著に認められる等の状況となった場合には、食料支援の再開について改めて検討します。

・なお、国、県の方針により、同居の濃厚接触者の外出制限が緩和されたとき及び新型コロナウイルス感染症が２類相当から５類とされたとき並びに市内在住者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されなくなったときは、令和４年９月３０日よりも前に、食料支援を一時的に休止とします。

３．上記の方針とした理由

・首都圏及び古河市内の感染状況（第６波）が収まりつつある。
・重症化する陽性者が減少傾向にある。
・食料支援の申込者に対し生活状況を確認している中で、食料の申込みから配達までに最長で中３日程度かかる場合もあるが、その間、他の支援などもあり、市の食料支援が無くても日常生活に大きな支障がない状況もある。
・国の通知により、濃厚接触者の自宅待機期間が短縮された。

４．その他

事業の終了後においても、公的な支援の必要性が高いと認められる対象者があるときには、茨城県や古河保健所とも協議した上で、市として対応可能な支援は個別に実施していきます。